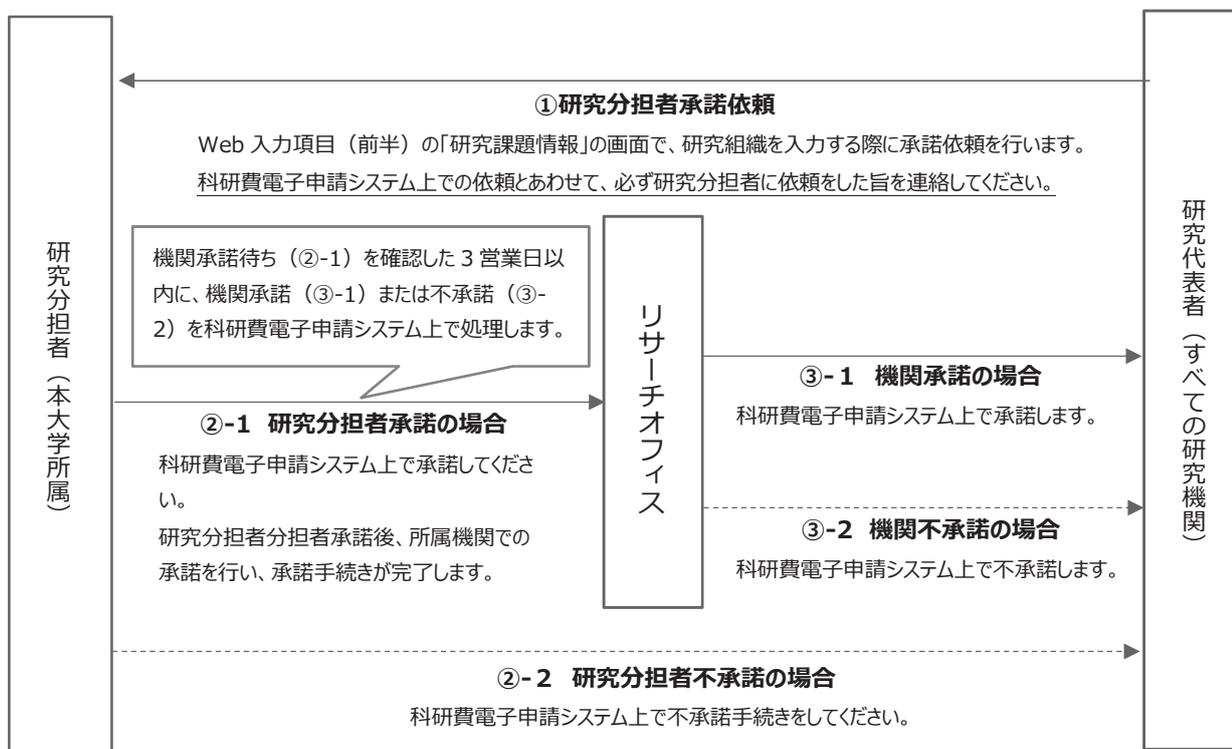


## 研究分担者承諾手続きについて

研究代表者と研究分担者が同一研究機関の場合にも、科研費電子申請システム上での研究機関承諾が必要となります。

本大学における機関承諾（研究分担者が本大学所属）は、科研費応募資格の有無により、承諾または不承諾の判定を行うことを原則としています。一部職位においては、学内手続きを経た上で応募資格が付与されるため、手続きが完了するまでは、機関承諾を行いませんので、ご注意ください。

なお、研究分担者が他研究機関の場合、機関承諾は研究分担者の所属機関において処理されます。



※研究分担者承諾後の登録内容の修正

エフォート等、研究分担者が承諾内容の修正をする場合は、研究代表者が科研費電子システム上で差し戻しを行うことで可能となります。

差し戻し手続き後、再度所属研究機関による承諾の手続きは必要ありません。

### ■ 科研費電子申請システムの操作について

研究者分担者承諾依頼ならびに承諾・不承諾の手続き方法は、以下をご確認ください。

【研究者向け操作手引（詳細版）】

<https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/manual1ka.pdf>

【研究分担者承諾の手続きについて（研究代表者向け）】

[https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/buntan\\_flow\\_D.pdf](https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/buntan_flow_D.pdf)

【研究分担者承諾の手続きについて（研究分担者向け）】

[https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/buntan\\_flow\\_B.pdf](https://www-shinsei.jsps.go.jp/kaken/docs/buntan_flow_B.pdf)